

**税関当局及び貿易円滑化に関する特別作業部会の設置に係る環太平洋
パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定
委員会決定(仮訳)**

委員会は、次のとおり決定する。

1. 第27・2条(委員会の任務)2(a)の規定に従い、委員会は、ここに各締約国の政府の代表者で構成される税関当局及び貿易円滑化に関する特別作業部会(以下「特別作業部会」という。)を設置する。
2. 特別作業部会は、第5章(税関当局及び貿易円滑化)第5・6条1(f)の効果的な実施に向けた作業を行うことを目的とする。
3. 特別作業部会は、次のことを行う。
 - (a) 第5章(税関当局及び貿易円滑化)第5・6条1(f)の実施に関連する事項について討議すること。
 - (b) 適当な場合には、委員会に対して助言を与え、及び勧告を行うこと。
4. 特別作業部会は、2023年末まで存在し、ニュージーランドがCPTPP議長国として開始した第5章(税関当局及び貿易円滑化)に係る2023年ワーク・プログラムを実施するため、必要に応じて開催される。委員会は、必要に応じて特別作業部会を存続させ、任務を継続させるかどうかを決定することができる。委員会が特別作業部会の作業を延長することを決定する場合、委員会は当該延長の条件を定める決定を行う。
5. 特別作業部会は、その任務を遂行するに当たり、CPTPPに基づいて設置される他の小委員会、作業部会その他の補助機関と共に作業することができる。特別作業部会は、必要に応じて締約国のコンセンサス方式により、関連する産業界、国際機関及び非政府機関等の適当な専門家からの助言を求め、及びこれらの専門家の活動を考慮することができる。
6. 本決定は、委員会により採択された日に効力を生じ、委員会の議長国により公表される。